

赤穂市選挙管理委員会告示第 31 号

令和 7 年 7 月 20 日執行予定の参議院議員通常選挙につき、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条ただし書に規定する選挙人名簿の登録の移替えを延期することができる期間を、令和 7 年 6 月 7 日から令和 7 年 7 月 20 日までの間とする。

令和 7 年 5 月 13 日

赤穂市選挙管理委員会

委員長 鹿 島 博 司